

## 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

県名	自治体等名	送付先	取扱期間
山口県	山口市	〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 山口市役所山口市災害対策本部	平成25年8月7日(水)から 平成25年12月27日(金)まで
島根県	鹿足郡 津和野町	〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25 津和野町役場 総務財政課	平成25年8月7日(水)から 平成25年11月30日(土)まで

※ 今後、このたびの大雨による災害に関して、災害義援金を内容とする現金書留郵便物の受け入れを行う救助団体の追加や取扱期間の延長等の変更があった場合には、随時、ゆうびんホームページでお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 <http://www.post.japanpost.jp/>